
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加) *
* 令和7年第2回 *
*

(令和7年6月30日)

目 次		
令和7年6月30日 (追加)		
議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第43号	財産の取得について	1
議案第44号	財産の取得について	2
議案第45号	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	3
議案第46号	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	8
議案第47号	柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	12
議案第48号	令和7年度柏原市一般会計補正予算(第4号)	別冊

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年6月30日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- 1 財 産 の 内 容 基幹系システム機器等一式
- 2 取 得 の 目 的 標準準拠システムへの移行に伴う機器等の調達
- 3 取 得 の 方 法 指名競争入札
- 4 取 得 価 格 金98,868,000円
- 5 契約の相手方 大阪市北区中津5丁目4番10号
 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 大阪支店
 支店長 大野 雄一郎

議案第 4 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 3 0 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- 1 財 産 の 内 容 市民税課税システム機器等一式
- 2 取 得 の 目 的 市民税課税システムの更新等に伴う機器等の調達
- 3 取 得 の 方 法 指名競争入札
- 4 取 得 価 格 金 2 9 , 4 0 3 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
みずほ東芝リース株式会社
代表取締役 丸山 伸一郎

議案第 4 5 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 3 0 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第9条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原市条例第2号）」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第11条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年柏原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に、「以下「指定期間」を「以下この条及び次条において「指定期間」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原市条例第14号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（次条及び第16条の4において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年柏原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「部分休業（当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第22条第2項後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 6 号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 3 0 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年柏原市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の表中

「		
選挙長	1 回 11,500 円	別に市長が定める額
選挙立会人	〃 9,500 円	〃
」		

を

「		
選挙長	1 回 12,200 円	別に市長が定める額
選挙立会人	〃 10,100 円	〃
」		

に、

「		
開票管理者	〃 11,500 円	〃
開票立会人	〃 9,500 円	〃
」		

を

「		
開票管理者	〃 12,200 円	〃
開票立会人	〃 10,100 円	〃
」		

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 投票時間（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文（同法第48条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による投票所又は期日前投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）を交替により2等分した時間職務を行った場合の投票所の投票立会人の報酬額は、この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げる場合の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額は、この表に掲げる額を投票時間で除して得た額に期日前投票所の投票管理者の職務時間又は期日前投票所の投票立会人の立会時間を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額）とする。
- 3 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が、体調不良その他やむを得ない理由によりその職を辞し、又は補充等により職務時間又は立会時間が投票時間（第1項に規定する場合は2等分した時間）に満たない場合にあっては、この表に掲げる額をそれぞれの職務時間又は立会時間に応じ調整の上、支給するものとする。

（柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年柏原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

- 2 この条例による改正後の特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に選挙期日が到来する選挙について適用し、この条例の施行の日前に執行された選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 7 号

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 3 0 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年柏原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）に係る当該医療証の有効期限の翌日において受給者が対象者であることを公簿等によって確認できるときは、前項の申請がない場合であっても、市長は、職権に基づいて医療証を交付することができる。

第5条中ただし書を次のように改める。

ただし、医療証の更新に係る同項の申請に基づいて医療証を交付する場合及び同条第2項の規定により職権に基づいて医療証を交付する場合については、この限りでない。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者となった日を超えて遡及して適用することはできない。

第6条ただし書中「申請」の次に「（医療証の更新に係るものを除く。）」を加える。

第7条中「医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。